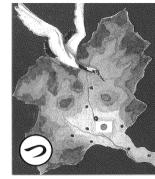




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月9日（火） 第10024号

■ 目 次

	ページ
<p style="text-align: center;">告 示</p> <p>○土地収用法の規定による事業認定（監理課）</p>	2
<p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○第51回（令和4年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課）</p>	3
<p style="text-align: center;">落 札</p> <p>○落札者等の決定（業務プロセス改革課）</p>	5

■ 告 示

◎群馬県告示第201号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 起業者の名称 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
- 2 事業の種類 富岡甘楽広域消防本部・富岡消防署庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 富岡市田島字大塚地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 富岡市企画財務部財産活用推進課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当するものである。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和4年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者は、1消防本部2消防署4分署1分遣所において、職員138人（令和3年4月1日現在）を配置し、各種消防事務や出動体制の確保を図っているが、管轄内での各種出動事案はもとより、大規模火災、大規模地震災害、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑かつ多様化する災害に適切に対応するに当たり、人員配置の分散化が顕著な状態であることは否めず、平常時出動体制の人員不足や緊急消防援助隊出動体制の脆弱性等人的余力がない点が課題となっている。

平常時出動体制の現状については、消防力の整備指針（平成12年1月消防庁告示第1号）に則った車両配備数に対して搭乗人員が十分に確保できておらず、管轄内の一次事案に出動した後の二次事案に対して、出動体制が整わず、他の署所から出動するといったことが常態化している。

緊急消防援助隊出動体制は阪神・淡路大震災を教訓として、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年度に創設され、起業者においても国及び県からの要請に基づき、消火部隊4隊、救急部隊3隊及び後方支援隊1隊の計8隊（令和3年4月1日現在）を登録している。近県において大規模災害が発生した時には、群馬県隊として迅速出動要請が下命されることとなるが、緊急消防援助隊の出動後における管内の即応体制については、非番者を招集して体制を整えるまでの間一時的に、各署所が機能不全に陥るといった懸念がある。

本件事業は、このような課題を解決するため、構成市町村のひっ迫する財政状況から各署所の配置人員を

増員することはままならない現状であることから、現在の7署所を4署に集約する統廃合を実施することによって、人員配置と緊急車両等との最適化が図られ、平常時出動体制の改善が見込まれることから、富岡甘楽広域消防本部・富岡消防署庁舎を建設するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しているが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、富岡市教育委員会と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防組織再編計画」(平成27年12月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、平常時出動体制の人員不足や緊急消防援助隊出動体制の脆弱性等人的余力がない状況にあることから本件事業を早期に施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

■ 公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第51回(令和4年度)採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和4年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）昭和庁舎35会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、令和4年9月12日（月）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月22日（木）まで
 - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和4年9月22日（木）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 8 インターネットによる受験手続等（電子申請）
 - (1) 受験手続 ぐんま電子申請受付システムのサイトへアクセスし、利用者登録の上、「分類別で探す >」の「試験・資格・採用」又は「五十音で探す >」の「さ」の中にある「採石業務管理者試験申込」から内容をよく読んで申し込むこと。
 - (2) 申込受付期間 令和4年9月5日（月）から同月22日（木）17時15分まで
 - (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円を、インターネットバンキング又はPay-easy対応のATMでPay-easyを利用し、支払うこと。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和4年11月4日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県財務会計システム構築・運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年7月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地
- 5 随意契約に係る契約金額 1,027,895,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和4年3月22日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111